

「消費者庁・国民生活センター等」徳島誘致協議会設置要綱

（設置）

第1条 徳島県における「消費者庁・消費者委員会・国民生活センター（以下、「消費者庁・国民生活センター等」という。）」の誘致の実現に向けた取組みを県を挙げて強力に推進するため、各界代表者に加え、地域や住民の代表者からなる「『消費者庁・国民生活センター等』徳島誘致協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）徳島県との連携による国等への要請活動
- （2）挙県一致による徳島誘致のさらなる機運醸成
- （3）挙県一致による受入体制の整備
- （4）その他、「消費者庁・国民生活センター等」の徳島誘致の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長、副会長を置く。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了となったとき、委員から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

（会長、副会長）

第4条 会長は、委員の互選により選任する。

- 2 副会長は、会長の指名により選任する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務を処理させるため、徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課に事務局を置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月12日から施行する。
- 2 この要綱による協議会の最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年12月31日までとする。